

## 保安検査における原子力規制委員会からの5号機塩分除去装置に係る指摘について

2014年5月14日

内 容	<p>当社は、原子力規制委員会が2014年2、3月に実施した保安検査<sup>※1</sup>で、5号機の海水流入事象に伴い設置した塩分除去装置<sup>※2</sup>の点検実施状況を確認した際、設備に対する点検の重要度を設定していなかったこと、および点検計画の策定手続きに不備があったことについて指摘を受け、本日、保安規定<sup>※3</sup>違反のうち「監視」<sup>※4</sup>の判定を受けました。</p> <p>当社は、塩分除去装置について、当初、短期間の使用を想定していたため、定期的な点検<sup>※5</sup>は不要としていました。その後、当該装置の使用期間を延長する見込みとなったため、これに伴い定期的な点検が必要と判断し、点検の計画を策定したうえで点検をおこないました。</p> <p>本来、定期的な点検が必要になった際は、保安規定に基づき、あらかじめ設備に対する点検の重要度を設定し、設備の保全を総括する部署の審査を経たうえで、重要度を勘案した点検計画を策定する社内ルールとなっています。しかしながら、今回は、定期的な点検の計画を、点検実施部署の課内文書として作成したため、設備に対する点検の重要度を設定しておらず、また、設備の保全を総括する部署の審査を受けていませんでした。</p> <p>原子力規制委員会は、今回の事象は手続きに不備があるものの、実施した点検内容は適切で、点検結果に問題がなく、原子力安全に影響はないことから、「監視」と判断されました。</p>
当社の対応	<p>当社は、本件を確認したのち、速やかに、再発防止策として、作成した保全の計画を審査する際に、保安規定に基づく手続きが行われているか、チェックが確実におこなわれるように対策しました。</p>
<a href="#">お知らせ基準</a>	<p>「表2-14 施設定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき。」に該当します。</p>

- ※1 保安検査は、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が保安規定の遵守状況を確認する検査です。
- ※2 塩分除去装置は、2011年5月14日の原子炉停止過程において発生した復水器細管損傷事象の対応として設置した装置であり、プラント系統内に混入した海水を既設の廃棄物処理設備で処理可能とするために塩分を除去するための装置です。
- ※3 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けた規定です。
- ※4 保安規定違反には「違反1」「違反2」「違反3」「監視」の4つの区分があり、「監視」は、原子力安全に影響をおよぼさないが、保安規定の不履行があった場合に該当します。
- ※5 定期的な点検とは、消耗品の取替等の日常点検とは別に、主に設備の経年劣化を考慮して、あらかじめ点検内容や頻度、時期を定めた計画に基づいておこなわれる点検のことです。

以 上